



富岡町立にこにこ子ども園、広野町立広野子ども園が開園しました

平成31年4月、富岡町(大字小浜)と広野町(広野町中央台)に、町内の保育所・幼稚園を統合し、0歳から小学校就学前の子どもが通える幼保連携型認定子ども園が開園しました。

富岡町立にこにこ子ども園

子どもたちが外で元気いっぱい遊べる、魅力ある遊具を設け、未来の富岡町を担う子どもたちの教育・保育を一体的に行う施設として期待されています。



園舎とふわふわドーム

問 富岡町立にこにこ子ども園 ☎0240-22-2358

広野町立広野子ども園(愛称「ひろばーく」)

子どもたちが成長を実感できるようなスケール感でデザインされ、子どもたちが自由に考え、豊かな心を養える施設として期待されています。



広野子ども園竣工式

問 広野町立広野子ども園 ☎0240-27-2345

ふくしま Voice

Vol.7 山内富子さん
(檜葉町在住)

帰還した人、起業した人、
移住してきた人の声をご紹介します。

檜葉町で農家レストラン「げんき庵」を営んでいます。2018年3月まで町の社会福祉協議会で働いていたのですが、定年退職後にこの店を始めました。農家レストランに興味を持ったのはテレビ番組がきっかけ。前職でつながりのあったみなさんに「食とコミュニケーションの場を提供したい」と考え、挑戦することにしたんです。

震災後は会津美里町やいわき市で過ごしましたが、2015年の避難指示解除を受けて帰還。震災から開業までは、人のつながりや思いやりの大切さを強く感じる期間となりました。

開業の背景には「町の高齢者に美味しく栄養のある食事を提供したい」との思いもありました。そのため、料理には自家栽培の野菜も使っています。育てているのは葉物を中心に、タマネギ、ジャガイモ、ナス、キュウリなど。畑は夫の康一が管理しています。

営業時間は火～土曜日の午前11時から午後4時で、午後2時までは日替わりの定食を提供。前日までにご予約をお願いします。



日本家屋を改修したげんき庵のたたずまい



自家栽培の野菜畑は夫の康一さんが管理



読者アンケート

アンケートに答えると
抽選で5名様に
プレゼントが当たります!

今回のプレゼント

完熟トマトゼリー&
すりおろしりんごゼリー
セット



*写真はイメージです。

5名様

締切 7月5日(金) ※当日消印有効

郵便はがきに必要な事項をご記入の上、お送りください。

960-8670

福島県庁
避難者支援課
「今が分かる
新聞」係

- ① アンケートの回答
- ② 記事の感想、今後取り上げてほしい情報、その他ご意見など
- ③ 住所・氏名・年齢・電話番号

アンケートの質問

福島の夏で
楽しみなことは?
行事や食べ物など
ご自由にお書きください。

どしどし
応募してね!



*個人情報は商品の発送にのみ使用いたします。

故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの

が分かる

発行：福島県庁
避難者支援課
☎024-523-4250



新聞 vol.73

令和元年5月20日(月) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



滝桜(三春町)

福島県の桜を代表する、三春町の滝桜。日本三大桜のひとつにも数えられる、ベニシダレザクラの巨木です。その樹齢は推定で1,000年を超えるとも言われています。2019年は4月中旬から見ごろを迎え、大勢の見物客がふくしまの春を目に焼き付けました。震災直後には来訪も減りましたが、現在では例年30万人規模の人出でにぎわっています。

目次

特集

飯舘村の
「特定復興再生拠点区域
復興再生計画」

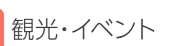
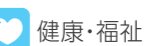
- 原子力損害賠償個別相談のご案内
- 職業転換給付金のご案内
- 読者アンケート&プレゼント



バックナンバーを見れば…ふくしまがもっと分かる!

福島 今が分かる新聞

検索



特集 飯舘村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

2017年の双葉町、大熊町、浪江町に続き、2018年には3月に富岡町、4月に飯舘村、5月に葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国の認定を受けました。今回は2018年4月に認定された飯舘村の計画や現状について紹介します。



特定復興再生拠点区域復興再生計画とは

2017年の福島復興再生特別措置法改正により、帰還困難区域を抱える市町村は、避難指示の解除・住民の帰還等を目指す区域(特定復興再生拠点区域)を定められるようになりました。この区域の復興・整備推進計画を「特定復興再生拠点区域復興再生計画」といい、国の認定を受けることで、道路、上水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等が一体的に行われます。

計画の内容

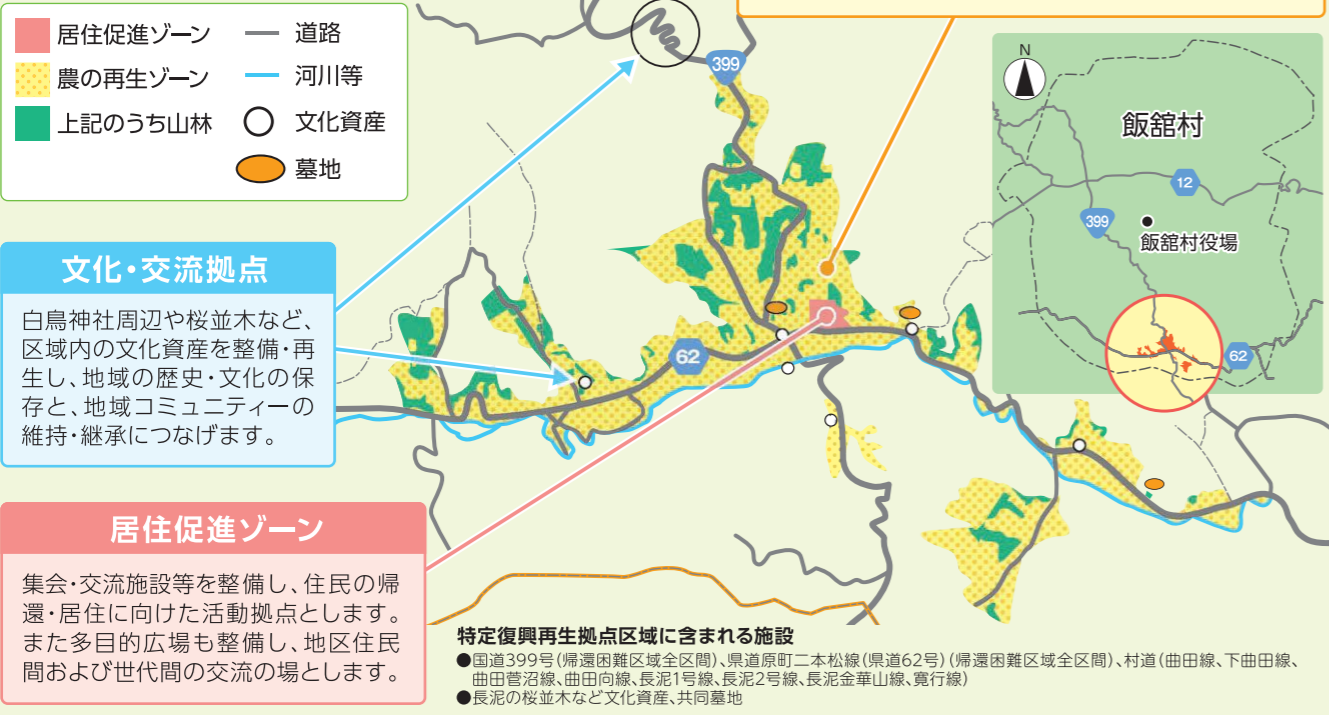
	概要
計画期間	2023年5月末まで
避難指示解除の目標	2023年春ごろ
居住人口目標	約180人
区域面積	約186ha ※森林・水面を除くと約140ha
営農者数の目標	約20戸 ＋一般財団法人飯舘村振興公社による作付・営農

意義・目標

飯舘村長泥地区において、村の掲げる「ネットワーク型の新しいむらづくり」の理念のもと、特定復興再生拠点区域(約186ha)を定め、「地域住民が生き生きと暮らし、絆をつなげる拠点」「次世代に長泥の歴史をつなげる拠点」を目指します。

農の再生ゾーン

農用地等の利用環境を整備して「農」による生きがいの再生、なりわいの再生を推進します。また安全性を実証し、再生資材および覆土を活用した農用地等の造成を行います。さらには村の振興公社が農用地等を活用し、新たな作物への転換や大規模化を図ります。



飯舘村の現状

	避難者の状況
住民登録人口(2011年3月11日現在)	6,509人
住民登録者数(2019年2月1日現在)	5,685人 (県内避難者4,412人、 県外避難者267人、不明3人)
村内居住者数(2019年2月1日現在)	1,003人

区域の設定状況

2017年3月31日
避難指示解除準備区域・
居住制限区域解除
帰還困難区域(村内一部)



いいたて村の道の駅までい館▶

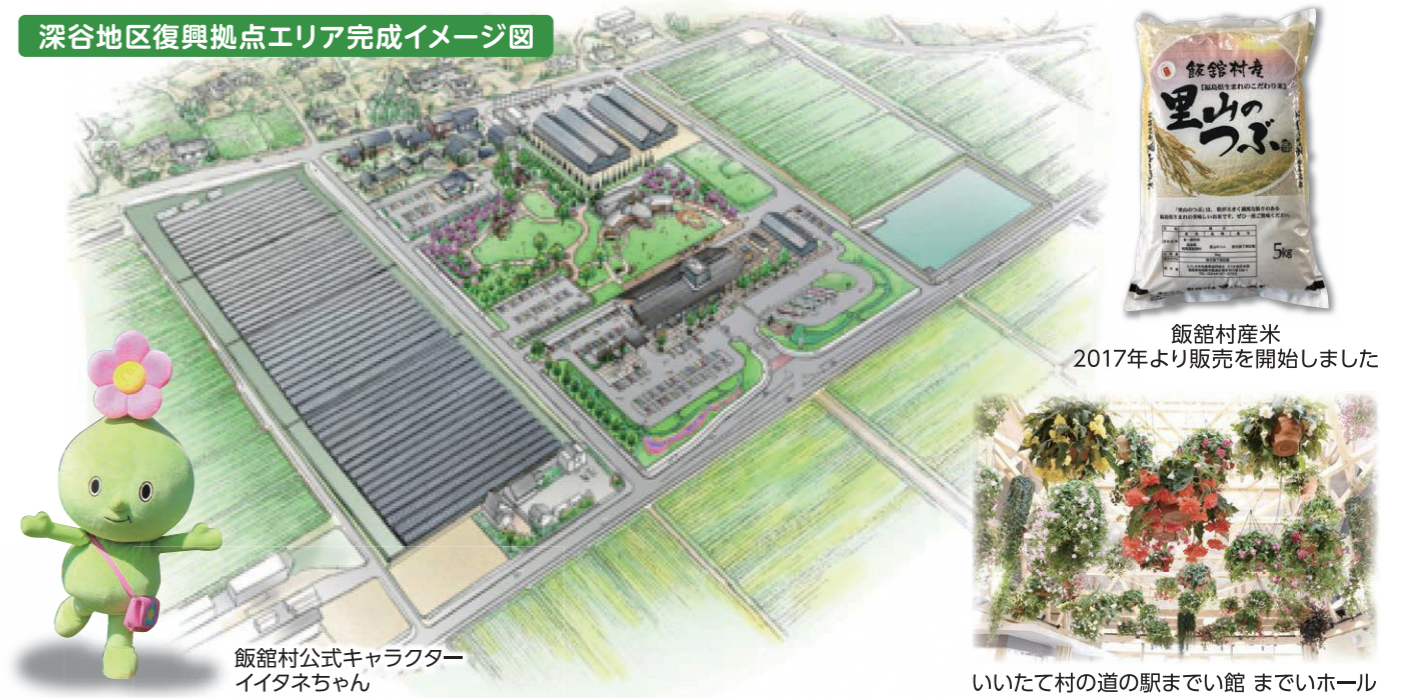
飯舘村深谷地区復興拠点エリア整備について

飯舘村では、村の復興・再生を目指して、村のほぼ真ん中を東西に走る県道原町川俣線沿いに、「深谷地区復興拠点エリア」を整備することといたしました。

これまでに、太陽光発電施設、いいたて村の道の駅までい館、花卉栽培施設及び深谷住宅団地・集会所について、整備を完了し、運営・営業を開始しています。

深谷地区復興拠点エリアの中心に整備する「深谷地区多目的交流広場(仮称)」は、2020年夏ごろの開園を目的に、今後整備を進めることとしています。

深谷地区復興拠点エリア完成イメージ図

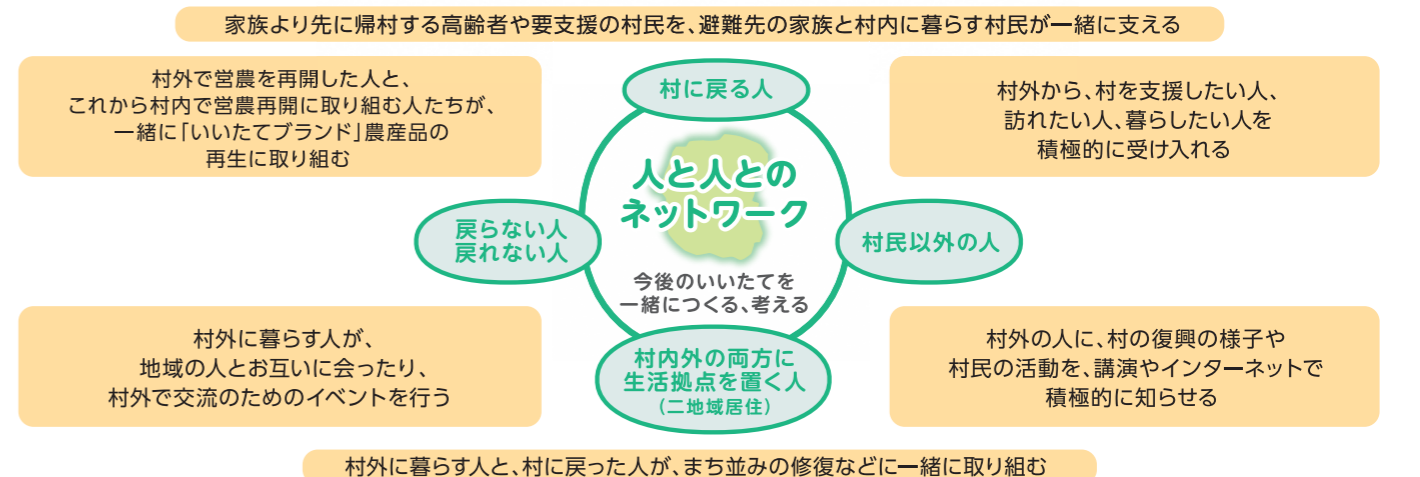


飯舘村産
2017年より販売を開始しました

復興への考え方

避難指示解除後、家族によっては村内外に分かれて暮らすことになるかもしれません。村に戻る村民と、避難先に生活の基盤を置く村民が、互いに助け合って、それぞれの生活再建を進めていくことが必要となります。また、被災後に村民が村外で築いた基盤を、これからのむらづくりの新たな強みとして活かしていくことも必要です。応援をしてくれる村外の人も含めて、多くの人に関わっていくことで、村民の生活再建や雇用回復を進めていく、というのが「ネットワーク型の新しいむらづくり」の考え方です。

ネットワーク型の新しいむらづくりのイメージ





福島県 原子力損害賠償に関する個別相談のご案内

福島県では、東京電力への原子力損害賠償の請求手続きについて、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による個別相談を実施しております。
相談料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

弁護士による法律相談

相談できる内容

原子力損害賠償請求手続きに関する
不明な点やお困りの点 等

相談時間

30分
(午後1時30分～午後3時45分の間に実施)

実施日

希望日(土日祝日を除く)を伺い、調整した上で実施します。
※ご希望の相談日の1カ月前までに、下記窓口にご連絡ください。

実施会場

原則として次の中からお選びください。

福島市・郡山市・会津若松市・白河市・南会津町・南相馬市・いわき市

弁護士による電話法律相談

毎週水曜日(祝日を除く)の午後1時～午後5時に実施しています。
電話による法律相談をご希望される方は、下記の窓口までご連絡ください。

不動産鑑定士による相談

相談できる内容

宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法、
「現地評価」を選択するか迷っている 等

※不動産鑑定士が、評価額を算定したり、
賠償額を示したりするものではありません。

対象となる方

東京電力から「宅地・建物・借地権賠償金
ご請求書②」が届いている方

相談時間

30分(午後1時～午後4時30分の間に実施)

問 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎024-521-8216(平日 午前8時30分～午後5時15分)
※対面による相談日時は、ご希望に沿えない場合もございます。ご了承ください。

実施日

希望日(土日祝日を除く)を伺い、調整した上で実施します。
※ご希望の相談日の2週間以上前までに、下記窓口までご連絡ください。

実施会場

原則として次の中からお選びください。

福島市・郡山市・会津若松市・南相馬市・いわき市

持参書類

必須 東京電力から送付される
「賠償金ご請求書②」一式

できるだけ家屋の写真、建築図面、
工事請負書等もお持ちください。



近隣6県へ教員を派遣しています

福島県教育委員会では、近隣6県に7名の教員を派遣し、学校の教育活動を行いながら、避難児童・生徒の学習の支援や心のケアにあたっています。
派遣教員に相談等がありましたら、派遣教員の配置校へご連絡ください。



派遣先	職名	氏名	配置校	電話番号
山形県	教諭	村上 宏	米沢市立万世小学校	☎0238-28-5404
栃木県	教諭	中目 重男	那須塩原市立厚崎中学校	☎0287-60-1008
茨城県	教諭	内野 智美	水戸市立緑岡小学校	☎029-241-1923
埼玉県	教諭	五十嵐 友子	加須市立騎西小学校	☎0480-73-0004
新潟県	教諭	荒川 俊之	柏崎市立比角小学校	☎0257-22-5213
新潟市	教諭	吉田 泰作	新潟市立鳥屋野中学校	☎025-285-7201
宮城県	教諭	大越 司	丸森町立丸森中学校	☎0224-72-2145

問 教育庁義務教育課 ☎024-521-7761 ※配置校で学級担任や授業を担当しておりますので、お電話は放課後の時間帯にお願いします。



避難されている皆さまへ 避難先情報の届出のお願い

引っ越しの多い時期です。避難先の変更などがありましたら
避難先情報の届出をお願いします。福島県や避難元市町村から
さまざまなお知らせをお届けすることができますようになります。

問 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250

福島県 避難者登録

情報提供先	① 13指定市町村(*)から避難されている方	② ①以外の市町村から避難されている方
	避難元の市町村	避難先の市町村

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村



職業転換給付金(職業訓練手当)の被災者枠の申請期限が延長になります

東日本大震災発生当時、原子力発電所の事故に伴う警戒区域等において就業されており、当該災害で離職された方(離職後、安定的な職業に就いていない者に限る)等に係る職業転換給付金(職業訓練手当)の申請期限が2020年3月31日まで延長されました。



対象地域

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

対象者

下記のいずれかに該当する方(被災離職者等)が、就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練または職場適応訓練を受講する場合に職業転換給付金(職業訓練手当)が支給されます。

- ① 上記対象地域において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされた者(離職後、安定的な職業に就いていない者に限る)。
- ② 学校等を新たに卒業した者であって、上記対象地域に所在する事業所に雇用が内定したものの、その後当該災害により取消・撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消または撤回後に新たに雇用される旨が約されていない者に限る)。

問 福島県産業人材育成課 ☎024-521-7829 またはお近くのハローワークへお問い合わせください。



高速道路の無料措置の期間等について



警戒区域等に居住されていた方 2020年3月末まで

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年より、避難者の一時帰宅等を支援する目的で実施されています。

現在、通行の迅速化と携帯性等の利便性向上のため、**対象者にカード(ふるさと帰還通行カード)を発行**しており、**各市町村**において申し込みを受け付けています。**平成30年7月1日よりカードによる通行へ完全移行し、従前からの被災証明書等の提示による通行はできなくなっております**ので、早めに手続きを行ってください。

母子避難者等 2020年3月末まで延長されました(更新手続きは不要です)

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年より、避難して二重生活となっている家族(*)の再会を支援する目的で実施されています。

注意 現在証明書をお持ちで、次に該当する世帯の方は、所定の手続きを行ってください。



手続きが必要な場合	必要な手続き
避難元の市町村へ帰還された場合	無料措置の対象外となるので、避難元市町村に証明書を返却してください。
子どもが平成30年度中に満18歳となった場合 ①子どもが満18歳となった方の場合 ②①以外で支援対象となる子どもが避難している場合	①避難元市町村に証明書を返却してください(無料措置は平成31年3月末まで)。 ②支援対象の子どものみを記載した証明書の再発行を避難元市町村に申請してください。
証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	証明書を発行した避難元市町村へ再申請してください(書き換えのされていない証明書は無効です)。

※対象は、震災発生時に福島県中通り及び浜通り(警戒区域等を除く)に居住しており、避難して二重生活となっている母子避難者等(妊婦を含む)及び対象地域内に残る父親等であって、かつ、避難する子どもが18歳以下であること。

問 [全体に関すること] 福島県避難者支援課 ☎024-523-4157

[カードの申し込みに関すること] 各市町村